

イメージ図留意事項

- 1 枚目左手前にあるテーブルと椅子
→整備予定がないため、このスペースも活用可能。

- 2 枚目右手前にある区分されているスペース
→五所川原市遊びの広場遊具整備業務仕様書 3（2）①オで示している部分ではあるが、あくまでもイメージのため、ここへの設置を求めているものではない。

- 4 枚目右手前にあるクライミングウォール
→五所川原市遊びの広場遊具整備業務仕様書 3（2）①イで示している部分ではあるが、これに限らず、自立するものなどでも可能。なお、クライミングウォールの下にあるクッションは、当該業務の一部に該当する部分である。

- 5～8 枚目のスペース
→読み聞かせスペース（8 枚目）となる予定だが、棚より手前（5～7 枚目）は遊具スペースとなる。
→安全を確保した上で、このスペースも活用可能。